

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

第22回理事会議事次第

日時：平成29年6月17日（土）10:00～12:00

場所：沖縄空手会館 研修室

1 開会

2 議事

- (1) サウジアラムコ助成事業について（資料1）
 - ア 平成29年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業に係る募集要領及び審査会構成員について
 - イ ジュニアサンゴレンジャー事業について
- (2) サンゴ礁ウィーク2018について（資料2）
- (3) 各種委員会の所掌事務について（資料3）
- (4) その他

資料1：サウジアラムコ助成事業について

資料2：サンゴウィーク2018について

資料3：各種委員会の所掌事務について

(1) サウジアラムコ助成事業

ア 平成 29 年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業に係る募集要領及び審査会構成員について

(ア) 募集要領

平成 29 年度助成事業を実施するにあたり、各種要領と要綱、スケジュールは概ね平成 28 年度と同様の内容とすることで第 21 回理事会において了承を得たところである。その理事会の中で、助成の上限を 100 万円とし、下限を設けない形で実施されることも了承されたことから、その内容を募集要領（案）に反映させた。

(イ) 審査会構成員

審査会の構成員は、現審査会の構成員を軸として、次回理事会までに事務局が個別に構成員予定者に確認を取ることとされた。調整した結果を踏まえ、以下のとおり提案したい。

審査会構成員（案）： 審査会長 岡地 賢（理事：コーラルクエスト）
審査員 案納 昭則（理事：個人会員）
審査員 金城 賢（理事：沖縄県環境部自然保護課）
審査員 後藤 亜樹（理事：個人会員）
審査員 吉田 稔（理事：八重山サンゴ礁保全協議会）

（アイウエオ順）

(案)

平成 29 年度「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」募集要領

1 背景及び目的

平成 23 年 2 月、サウジアラムコが日本政府と合意し沖縄県うるま市の沖縄石油基地のタンクを借り受けて開始した原油貯蔵事業で沖縄との関係が深まったことを契機に、県のサンゴ礁の保全再生を支援するため寄付（サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金）を行うことになりました。

寄付金については、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会で受入れ、県内でサンゴ礁保全活動を行っている団体への助成など、サンゴ礁保全のために活用させていただくことになりました。

これにより、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、「対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進すること」を目的として、サンゴ礁保全活動等を行う団体への助成事業を実施します。

2 助成対象の活動内容

助成対象となる活動は、本協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動となる下記のような内容とします。

例) 攪乱要因の除去活動、サンゴ礁保全に関する意識の向上・広報啓発等の活動、調査研究・モニタリング、その他サンゴ礁の保全に関することなど

※サンゴ移植については、別添の審査基準を参考としてください。

3 支援対象経費の内容

- ・非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わるもの
- ・団体等の運営に係る人件費、飲食・菓子代などは不可。

4 応募資格

- (1) 本協議会の会員であること
- (2) 本協議会の趣旨に賛同している者であること
- (3) 法令等に違反していないこと
- (4) 予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (7) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

5 予算及び採択団体または個人

- ・平成 29 年度予算総額 300 万円
- ・5～10 団体への助成を予定（1 団体あたり 100 万円を上限とする。）
- ・平成 29 年度予算総額から採択団体に分配

6 事業実施期間

決定の日から 1 年間

7 応募方法

(1) 提出書類

① 必須書類

- ・ 助成申請書（第1号様式）
- ・ 事業計画書（様式は任意。内容は事業内容、スケジュール、積算の内訳、予算（収入）に関する事など）
- ・ 団体の概要が分かる資料（様式は任意）

② 任意書類

- 定款（会則等）の写し
- 活動実績（事業報告書や特徴的な活動の実績報告書）
- その他（事業計画書の補足など）

(2) 問い合わせ及び提出先

〒901-2111 沖縄県浦添市経塚 720
一般財団法人沖縄県環境科学センター環境科学部（山川）
Mail : coralreef@okikanka.or.jp TEL : 098-875-5208

(3) 提出方法

- ・ 応募申請書に必要事項を記載し、添付資料を加え、郵送又は直接持参又は
- ・ E-Mail によりファイルを添付（ファイルの形式は pdf ファイルに限る）

(4) 提出期限

平成 29 年**月**日必着

8 提案事業の決定について

(1) 選考方法

- ・ 書類審査
- ・ 審査会により審査を行い、その結果に基づき、協議会の理事会において、その可否を決定します。

(2) 審査基準

- ・ 協議会の趣旨や基本理念に沿った内容か、活動内容（事業の必要性、保全効果、波及効果、安全性、遵法性）と、活動計画と費用の妥当性、これまでの活動実績などを総合的に審査します。

9 その他

- (1) 実施方法、実績報告書、採択条件など詳細については、別途定める要領によるものとします。
- (2) 安全管理について十分に検討し、事業計画書を作成すること。特に、潜水をともなう活動は、AED、酸素キットの準備を行うこと。活動主体となる団体がこれらの備品を持っていない場合は、借用などを検討すること。

イ ジュニアサンゴレンジャー事業について

(ア) 各種要領と要綱

これまでの理事会等での意見を踏まえ、既存の助成事業の各種要領と要綱を参考にそれぞれ案を作成したので、別添のとおり提案したい。

(イ) スケジュール

募集期間については、年2回を予定している。

1回目を以下のとおり提案したい。

助成に関するスケジュール（案）

7月上旬：募集開始

8月上旬：募集〆切

8月中旬：審査会

8月下旬：理事会の承認、選定結果発表

(ウ) 審査会構成員

審査会の構成員については、以下のとおり提案したい。

審査会構成員（案）：

審査会長	山崎 仁也	（理事：沖縄県立博物館・美術館）
審査員	案納 昭則	（理事：個人会員）
審査員	金城 賢	（理事：沖縄県環境部自然保護課）
審査員	後藤 亜樹	（理事：個人会員）
審査員	広野 行男	（理事：環境省那覇自然環境事務所）

（アイウエオ順）

ジュニアサンゴレンジャー支援プロジェクト（サンゴ礁保全啓発活動 少額支援制度）

【概要】

サンゴやサンゴ礁保全に関する活動、研究を行う活動について、年2回募集し、助成金（上限5万円）の拠出等による活動支援をおこない、その活動成果を発表・発信する。

【目的】

こどもたちのサンゴやサンゴ礁保全に関する意識の向上と環境学習の支援を行うとともに、指導者・教育活動団体のサンゴやサンゴ礁保全活動に関するスキルアップをめざし、沖縄県のサンゴ礁が未永く保全されるための活動の拡大を目標とする。

【応募資格】

以下の（1）～（3）の条件をすべて満たすものとする

- （1）協議会の趣旨に賛同し、会員の資格を有していること。
- （2）法令等に違反していないこと。
- （3）予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- （4）宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- （5）特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- （6）暴力団ではないとともに、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

【支援対象活動団体】

以下の（1）～（3）の条件をすべて満たすものとする

- （1）幼児、小学生、中学生、高校生のいずれかが参加する活動団体。
- （2）活動の主体は、保育園・幼稚園・各種学校におけるクラブや同好会、NPO、地域自治会、子ども会、PTA等の教育・保全・研究活動団体。
- （3）活動団体には必ず成人の活動責任者を含む。その責任者は活動団体メンバーが所属する保育園、幼稚園、各種学校の教職員またはNPO、地域自治会、子ども会、PTA等に所属するものを原則とする。

※活動責任者は活動の引率、安全管理、事務連絡や助成金の授受を担当

【支援条件】

- （1）支援する活動は、サンゴやサンゴ礁の保全・普及に関する活動や調査・研究活動とする。

例） 幼児を海で遊ばせながらサンゴ礁の保全に関する活動を盛り込んだ体験教室、児童生徒のサンゴに関する自由研究、海岸清掃などの自治会の活動、子ども会のサンゴ礁に関する野外実習など、保全に関する内容が含まれるものとする。

- （2）助成をうけた年度の直近に行われるサンゴ礁保全推進協議会主催の以下の3つのイベントのいずれかに参加すること。

・「サンゴ礁ウィーク」に行われる成果発表会において口頭発表またはポスター出展をおこなう。

- ・「私のサンゴ礁展」に活動団体に所属する幼児、小学生、中学生、高校生の絵または写真を提出する。
- ・「交流会」に行われる成果発表会において口頭発表またはポスター出展をおこなう。

【応募枠】

10 団体程度

【支援内容】

(1) 助成金の給付

1 活動団体あたり上限 5 万円

(ただし、使途・日付入りの領収書の提出を義務づけ、余剰は返金する)

※次の項目は助成の対象にはなりません

- ・助成の対象となる個人、団体の構成員の人件費
- ・研究に直接関係のない消耗品、飲食代
- ・その他、主催者が不適切とみなしたもの

(2) 活動に関する相談、研究支援

①講師派遣：一つの活動団体に一回限り、協議会から講師を派遣して出前授業を行うことができる。

②活動の魅力アップ：すでに出ている幾つかのサンゴに関する環境学習の教材を紹介（「サンゴのはなし」「1,2,サンゴ」など）。

③研究相談：研究等が行き詰まったときに、当協議会を通じ随時、専門家に相談できる。

【応募方法】

応募書類の提出（郵送、or メール添付）

【応募期間】

2017 年 7 月 1 日～（年 2 回）

【選考と通知】

書類審査を行い、助成活動を決定します。

選考結果については、責任者へ連絡するほか、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会ホームページで発表します。

【助成金の給付】

振り込み

【サンゴ礁保全活動助成金成果発表会】

2018 年 3 月〇〇日 沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室（未定）

募集・配賦スケジュール

7月 一次募集

8月 書類選考(必要に応じ電話などによるヒアリング)

8月中旬 合否通知 送金(全額)

活動終了1か月以内(活動は3月末までに終了) 活動・支出報告提出・清算

11月 二次募集

12月 書類選考(必要に応じ電話などによるヒアリング)

12月中旬 合否通知 送金(全額)

活動終了1か月以内(活動は3月末までに終了) 活動・支出報告提出・清算

成果発表等(以下のいずれか)

- ・サンゴ礁ウィーク(成果発表)(2月下旬から3月上旬)
- ・私のサンゴ礁展(出品)開催(秋頃から応募開始)
- ・協議会交流会(成果発表)(6月ごろ)

成果発表は口頭発表かポスター発表

予算(年間総額):

支援額(トータル) 50万円

発表旅費 50万円

旅費について

サンゴ礁ウィークか協議会交流会で発表する場合は旅費を支給する。ポスター発表の場合は責任者1名、口頭発表の場合は引率1名と発表者2名の旅費を拠出する。県外及び離島からの参加は10件中5件程度とし、先着順とする。ただし、予算に余裕がある場合はこの限りではない。

=====助成に必要な書類=====

- ・実施要領
- ・実施要綱
- ・募集要領
- ・各種申請様式

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 ジュニアサンゴレンジャー事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」という。）は、「こどもたちのサンゴやサンゴ礁保全に関する意識の向上と環境学習の支援を行うとともに、指導者・教育活動団体のサンゴやサンゴ礁保全活動に関するスキルアップをめざし、沖縄県のサンゴ礁が末永く保全されるための活動を拡大すること」を目標として、サンゴ礁保全活動等を行う団体への助成事業を実施する。

（助成対象活動団体）

第2条 助成対象となる活動は、次の条件をすべて満たすものとする。

- （1）幼児、小学生、中学生、高校生のいずれかが参加する活動団体。
- （2）活動の主体は、保育園・幼稚園・各種学校におけるクラブや同好会、NPO、地域自治会、子ども会、PTA等の教育・保全・研究活動団体。
- （3）活動団体には必ず成人の活動責任者を含む。その責任者は活動団体メンバーが所属する保育園、幼稚園、各種学校の教職員またはNPO、地域自治会、子ども会、PTA等に所属するものを原則とする。

※活動責任者は活動の引率、安全管理、事務連絡や助成金の授受を担当

（応募資格）

第3条 助成対象団体は、次の条件をすべて満たす団体でなければならない。

- （1）協議会の趣旨に賛同し、会員の資格を有していること。
- （2）法令等に違反していないこと。
- （3）予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- （4）宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- （5）特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- （6）暴力団ではないとともに、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

（助成事業の手続き等）

第4条 助成を希望するものは、助成申請書（第1号様式）に関係書類を添付の上、協議会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

2 手続き等については、別に定める要領等に従うものとする。

（支援条件）

第5条 助成対象者は、助成金を受けるにあたり、次の内容を実施するものとする。

- （1）支援する活動は、サンゴやサンゴ礁の保全・普及に関する活動や調査・研究活動とする。

例） 幼児を海で遊ばせながらサンゴ礁の保全に関する活動を盛り込んだ体験教室、児童生徒のサンゴに関する自由研究、海岸清掃などの自治会の活動、子ども会のサンゴ礁に関する

る野外実習など、保全に関する内容が含まれるものとする。

(2) 助成対象活動の際及び活動の成果を公表する際には、協議会からの助成を受けた活動である旨の普及広報に努めること。

(3) 助成をうけた年度の直近に行われるサンゴ礁保全推進協議会主催の以下の3つのイベントのいずれかに参加すること。

ア「サンゴ礁ウィーク」に行われる成果発表会において口頭発表またはポスター出展をおこなう。

イ「私のサンゴ礁展」に活動団体に所属する幼児、小学生、中学生、高校生の絵または写真を提出する。

ウ「交流会」に行われる成果発表会において口頭発表またはポスター出展をおこなう。

(助成事業の窓口)

第6条 協議会は、助成事業の事務を円滑に行うために助成事業業務の全部または一部を、外部の第三者に委託することができるものとし、その実務は次のとおりとする。

(1) 協議会名義の口座（助成事業分）の通帳等の管理

(2) 本助成事業の出納管理等の会計事務

(3) 本助成事業にかかる外部からの問い合わせへの対応

(4) 本助成事業業務に関する申請受付の開催等に係る事務、実績報告等の取りまとめ

(5) その他、本助成事業の実施に関する業務

(審査会)

第7条 協議会は、助成対象活動の公平な決定を行うために、審査会を設置することとし、その構成員は、理事会で承認するものとする。

2 審査会の構成は、審査会長及び審査員とし、審査会長は理事の中から会長が任命するものとする。

3 審査会は、第4条により提出された申請書等について審査（必要に応じて申請者に対しヒアリング）を行い、助成対象活動として相応しいものを選定する。

4 審査会で技術的な判断が困難な場合は、外部の有識者にヒアリングできるものとする。その際には、申請内容の取り扱いに十分注意する。

(助成対象の決定等)

第8条 理事会は、審査会からの審査結果を承認し、その結果を審査結果通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項による審査結果通知を受けた後、この助成金の申請を取り下げようとするときには、この通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 助成金の交付は、別に定める要領等に従うものとする。

(活動費等の変更)

- 第10条 助成対象活動について変更が生じた場合は、速やかに会長に活動変更承認申請書(第4号様式)を提出し、その承認を受けなければならない。但し、会長が軽微な変更であると判断した場合は、この手続きを省略することができる。
- 2 助成対象活動の活動費総額等の変更を承認する場合は、その旨を、活動変更承認通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。
 - 3 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成対象活動の実施確認)

- 第11条 協議会は、必要に応じて、助成対象活動が申請書の記載内容に基づき適正に実施されているか否か、ヒアリングや現地調査等により確認する。

(実績報告)

- 第12条 第9条の規定に基づき助成金の交付を受けた者は、活動完了後、活動報告書(第6号様式)に関係書類を添付のうえ、提出しなくてはならない。
- 2 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成金額の確定)

- 第13条 活動報告書の書類審査及び必要に応じて行うヒアリングや現地調査等により、助成金額確定通知書(第7号様式)により助成対象者に通知する。
- 2 前項において、報告に係る助成対象活動の結果が活動費の減額等により、既に交付した助成金の一部返還等が必要と認められるときは、助成金一部返還請求書(第8号様式)により、助成金の返還を命じることができる。
 - 3 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成の取り消し等)

- 第14条 助成の取り消し等については、別に定める要領等に従うものとする。

(帳簿等の整備)

- 第15条 助成金の交付を受けた者は、助成金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を助成活動が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

(案)
平成 29 年度「ジュニアサンゴレンジャー事業」実施要領

1. 目的

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、こどもたちのサンゴやサンゴ礁保全に関する意識の向上と環境学習の支援を行うとともに、指導者・教育活動団体のサンゴやサンゴ礁保全活動に関するスキルアップをめざし、沖縄県のサンゴ礁が末永く保全されるための活動を拡大することを目的とします。

2. 申請関係書類の取り扱い

本助成事業の申請のために提出した書類については、審査会内部での取り扱いとし、本人の許可を得ることなく、公開或いは他の業務に利用することはありません。

3. 支援対象経費の内容

本助成に係る対象経費は、非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わるものであり、団体等の運営に係る人件費、事業に直接関係のない消耗品及び飲食代、その他、主催者が不適切と判断したものは対象外とします。

4. 事業実施

- (1) 事業の実施は、助成審査結果通知書（第 2 号様式）が届いてから開始すること。
- (2) 助成に際しては、金額や内容等に条件を付す場合がある。その際、提示された条件で事業実施が困難な場合は、辞退することができる。
- (3) 活動の際及び活動の成果を公表する際には協議会の助成をうけたことを明記すること。
- (4) 活動内容の変更等については、前もって協議会の承認を受けること。

5. 実績報告等

- (1) 活動終了時には、速やかに実績報告書（第 6 号様式）を提出すること。
 - (2) 実績報告書には、領収書の写し等の関係書類を添付すること。
 - (3) 上記の提出期日は、事業終了後 2 ヶ月以内。
 - (4) 助成を受けた団体については、助成をうけた年度の直近に行われるサンゴ礁保全推進協議会主催の以下の 3 つのイベントのいずれかに参加すること。
 - ・「サンゴ礁ウィーク」に行われる成果発表会において口頭発表またはポスター出展をおこなう。
 - ・「私のサンゴ礁展」に活動団体に所属する幼児、小学生、中学生、高校生の絵または写真を提出する。
 - ・「交流会」に行われる成果発表会において口頭発表またはポスター出展をおこなう。
- なお、サンゴ礁ウィークか協議会交流会で発表する場合は旅費を支給する。ポスター発表の場合は責任者 1 名、口頭発表の場合は引率 1 名と発表者 2 名の旅費を支給する。県外及び離島からの参加は 10 件中 5 件程度とし、先着順とする。ただし、予算に余裕がある場合はこの限りではない。

6. 助成金の確定

活動報告書（第6号様式）の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第7号様式）により助成対象者に通知します。

7. 助成金の交付

（1）助成が確定した段階で、助成額を支払います。

(案)

平成 29 年度「ジュニアサンゴレンジャー事業」募集要領

1 背景及び目的

平成 23 年 2 月、サウジアラムコが日本政府と合意し沖縄県うるま市の沖縄石油基地のタンクを借り受けて開始した原油貯蔵事業で沖縄との関係が深まったことを契機に、県のサンゴ礁の保全再生を支援するための寄付をいただいているところですが、平成 29 年度より新たな寄付（アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金）をいただくことになりました。

寄付金については、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会で受入れ、サンゴ礁保全のために活用していきます。

これにより、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、「こどもたちのサンゴやサンゴ礁保全に関する意識の向上と環境学習の支援を行うとともに、指導者・教育活動団体のサンゴやサンゴ礁保全活動に関するスキルアップをめざし、沖縄県のサンゴ礁が末永く保全されるための活動を拡大すること」を目的とした助成事業を実施します。

2 助成対象の活動内容

助成対象となる活動は、本協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、サンゴやサンゴ礁の保全・普及に関する活動や調査・研究活動となる下記のような内容とします。

例) 幼児を海で遊ばせながらサンゴ礁の保全に関する活動を盛り込んだ体験教室、児童生徒のサンゴに関する自由研究、海岸清掃などの自治会の活動、子ども会のサンゴ礁に関する野外実習など、保全に関することなど。

3 支援対象経費の内容

- ・非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わる消耗品などの直接的な経費
- ・団体等の運営に係る人件費、事業に直接関係のない消耗品及び飲食代、その他、主催者が不適切と判断したものは不可。

4 応募資格

- (1) ジュニアサンゴレンジャー事業実施要綱第 3 条を満たすこと。
- (2) 幼児、小学生、中学生、高校生のいずれかが参加を予定する活動であること。
- (3) 活動の主体は、保育園・幼稚園・各種学校におけるクラブ・同好会、NPO、地域自治会、子ども会、PTA 等の教育・保全・研究活動団体であること。
- (4) 活動団体には必ず成人の活動責任者を含むものとし、その責任者は活動団体メンバーが所属する前号の団体に所属することを原則とすること。

5 支援内容

(1) 助成金の給付

- ・ 1 活動団体あたり上限 5 万円

(ただし、使途・日付入りの領収書の写しの提出が必要、余剰は返金すること。)

- ・10団体程度への助成を予定。

(2) 活動に関する相談、研究支援

- ①講師派遣：一つの活動団体に一回限り、協議会から講師を派遣して出前授業を行うことができる。
- ②活動の魅力アップ：すでに出ている幾つかのサンゴに関する環境学習の教材を紹介（「サンゴのはなし」「1,2,サンゴ」など）
- ③研究相談：研究等が行き詰まったときに、専門家に相談できる。（随時）

6 事業実施期間

助成決定の日から平成30年3月31日まで

7 応募方法

(1) 提出書類

①必須書類

- ・申請書（第1号様式）
- ・団体の概要が分かる資料（様式は任意）

(2) 問い合わせ及び提出先

委託先が決定次第

(3) 提出方法

- ・応募申請書に必要事項を記載し、添付資料を加え、郵送又は直接持参又は
- ・E-Mailによりファイルを添付（ファイルの形式はpdfファイルに限る）

(4) 提出期限

平成29年**月**日必着

8 提案事業の決定について

(1) 選考方法

- ・書類審査
- ・審査会により審査を行い、その結果に基づき、協議会の理事会において、その可否を決定します。

(2) 審査基準

- ・協議会の趣旨や基本理念に沿った内容かどうかや、活動計画と費用の妥当性、これまでの活動実績などを総合的に審査します。

9 その他

- (1) 実施方法、実績報告書、採択条件など詳細については、別途定める要領によるものとします。
- (2) 安全管理について十分に検討し、事業計画書を作成すること。

(案)

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 ジュニアサンゴレンジャー事業の審査要領 (案)

事業名：「平成 29 年度ジュニアサンゴレンジャー事業」

1. 審査員について

- (1) 審査会の構成員は理事会で承認する。
- (2) 審査会の構成は、審査会長及び審査員とし、審査会長は理事の中から会長が任命する。
- (3) 審査は審査会長が進行し、審査員は個人的利害から離れ、中立公平に審査する。
- (4) 団体、個人に関わらず、審査員が関係する団体や個人から応募された申請に関しては、その審査員は評価に加わらない。

2. 審査における留意事項

- (1) 審査経過は公表しない。
- (2) 審査過程で起こる外部からの働きかけには、申請の取り下げを除き、対応しない。

3. 審査の手順

- (1) 審査の手順は以下の①～⑤の手順で行う。
 - ①申し込み締切日までに申請のあった申請書について、事務局が必要項目などの内容の取りまとめを行い、審査会前に審査員へ送付する。
 - ②審査は加点方式にて行う。審査員は当該審査にかかる書類を熟読し、審査項目別に評価し、評価結果を審査会開催前に事務局に提出する。
 - ③審査の際、申請内容について確認が必要な場合は、事務局を通して申請者へ問い合わせる事ができるものとする。
 - ④事務局は審査員全員の評価結果を合計し、点数の高い順に序列を付け、審査会にて提示する。
 - ⑤審査会では、事前に評価した内容をもとに審査し採択について検討する。
 - ⑥審査については以下のとおり行うこととする。
 - ア. 原則として採択は評価点数の高い順に序列に従って行う。
 - イ. 同点者が出た場合は、審議して序列を決める。
 - ウ. 上記のア、イの項目に限らず、特別に配慮することがあれば審議して序列変更の可否を決める。なお、特別に配慮することに相当するかどうかは審査会で審議して決める。
 - エ. 申請書の支出項目を精査し、適切でない支出項目が含まれる場合は、申請額を減額し、採択する。適切でない支出項目の判断については、募集要領に照らして審査会で審議決定する。
 - オ. 採択件数は助成予算総額と申請予算総額との関連で決める。

4. 審査項目

- (1) 評価は設定した複数の評価項目について行う。
- (2) 評価項目と各評価項目の可否および配点は次の通りとし、総得点を20点とする。

- ①協議会の基本理念に沿っているかどうか 可・否
- ②計画の妥当性 10点
- ③経費の妥当性 10点
- ④活動の安全性 可・否
- ⑤活動の遵法性 可・否

- (3) 審査員は評価項目①および④、⑤については可否を判断し、いずれかの評価項目において、審査員の過半数以上が「否」の評価をした場合、当該申請は不採択とする。評価項目②および③については10段階の評価を行う。評価は受理された申請を相対的に評価すること。

6. 助成対象の決定について

- (1) 審査会は、審査結果を理事会へ報告することとする。
- (2) 理事会は、審査会からの審査結果を承認し、その結果を申請者に通知するものとする。

(第1号様式)

ジュニアサンゴレンジャー事業申請書

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会長 殿

平成 年 月 日

みだしのことについて、申請書を提出します。

住所：

団体名：

代表者名：

⑩

活動責任者

フリガナ 氏 名		申請団体 との関係	
連絡先住所	〒		
電話番号		E-mail	

活動名	
活動の目的	
活動の内容	
活動期間	
活動のスケジュール	
これまでの活動など	
助成金の主な使徒	

【事業経費（支出） 詳細】※申請する経費の支出詳細

活動名		助成金申請額	
-----	--	--------	--

品目	見積額（単位：円）	内訳
例) 備船費	¥ 36,000	6,000 円×6回
例) タンク代	¥ 200,000	2,000 円×10回
合計	¥ 236,000	

(第2号様式)

平成 年 月 日

殿

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会
会長 中野 義勝

ジュニアサンゴレンジャー事業採択通知書

記

沖縄県のサンゴ礁保全活動の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、標記事業につきましては、貴団体からの申請を採択しましたのでご連絡いたします。
不明な点は、事務局へお問い合わせ下さい。

1. 活動名 :

2. 採択額 : 円

3. 採択条件等 :

(第2号様式)

平成 年 月 日

殿

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会
会長 中野 義勝

ジュニアサンゴレンジャー事業採択通知書

記

沖縄県のサンゴ礁保全活動の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

この度は、標記事業につきましてご応募頂きありがとうございました。貴団体からの申請は、厳正な審査の結果、採択されませんでした。あしからずご了承くださいますようお願い申し上げます。

末筆ながら今後のご発展を念じています。

1. 活動名：
2. 申請者：

(第3号様式)

ジュニアサンゴレンジャー事業

活動支援申請書

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会長 殿

平成 年 月 日

住所：

団体名：

代表者名：

⑩

活動に関する相談、研究支援

	支援して欲しい内容
講師派遣	日時： 場所： 内容：
活動の魅力 アップ	環境学習の分野：
研究相談	内容：

(第4号様式)

ジュニアサンゴレンジャー事業

活動変更承認申請書

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会長 殿

平成 年 月 日

住所：

団体名：

代表者名：

㊞

平成 年 月 日付で採択されたジュニアサンゴレンジャー事業の実施について、内容を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1. 活動名：
2. 変更内容
3. 変更理由

(第5号様式)

平成 年 月 日

殿

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会
会長 中野 義勝

ジュニアサンゴレンジャー事業

活動変更承認申請書通知書

記

平成 年 月 日付で申請のありました内容変更につきましては、承認しましたので、ご連絡します。

1. 活動名：

(第6号様式)

ジュニアサンゴレンジャー事業

活動報告書

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会長 殿

平成 年 月 日

住所：

団体名：

代表者名：

㊞

このことについて、下記により実績を報告します。

記

1. 活動名：

2. 事業の実績の概要

3. 成果発表（いずれかにマル）

サンゴ礁ウィーク（口頭発表・ポスター発表）

私のサンゴ礁展への応募

交流会（口頭発表・ポスター発表）

4. 添付資料

(1)別添様式による活動報告書、活動収支報告書

(2)上記に関する証拠書類

・領収書の写し

・当該事業に係る帳簿、通帳の写し

・その他経費の支出状況等を証するのに必要な書類

(3)成果物（その他参考となる書類）

活動報告書様式

実施主体名	
活動名	
活動日	
参加者	
活動場所	
活動内容	
活動状況	
活動の効果	

【活動の様子（写真など）】

ジュニアサンゴレンジャー事業活動収支報告書

組織名：

支出明細書

NO.	科目	支払日	支払先	摘要	金額	添付 証憑 No.	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

記入に
ついて

科目	旅費、消耗品、通信運搬費、印刷費、謝金など。大まかに分類して下さい。指定はありません。
支払日	領収書の日付と合わせて下さい。
支払先	領収書の支払先と合わせて下さい。
摘要	<p>具体的な内容を記載して下さい。特に事業のどの部分で支払ったかがわかると助かります。</p> <p>例 1) 〇〇さん那覇-東京航空券(ホテルパック付)。ホテルパックは〇月〇日宿泊分。シンポジウム出席のため。</p> <p>例 2) 傭船日〇月〇日〇〇調査のため。</p> <p>例 3) プリンタインク代。ワークショップ配布資料作成のため。</p> <p>例 4) 〇月〇日から〇月〇日までのレンタカー(〇〇さん〇〇調査のため)。</p> <p>例 5) 〇月〇日から〇月〇日までの宿泊代(〇〇さん〇〇調査のため)。</p>
金額	領収書の金額と合わせて下さい。
添付証 憑 No.	添付した領収書の写しに番号を振って、その番号を記入して下さい。
備考	旅費精算様式に記入されているものはその旨を記入下さい。

旅費精算請求書

支払担当者等		請求者									
殿		所属部局課 (又は所属団体)									
精算額		氏名									
円		印									
年月日	出発地	到着地 もしくは 宿泊地	鉄道 運賃(円)	船賃 運賃(円)	航空賃 円	車賃 実費額(円)	日当又は 旅行雑費 定額(円)	宿泊料 定額(円)	食卓料 定額(円)		
合計											
備考		上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日 氏名 印									

(第7号様式)

平成 年 月 日

殿

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会
会長 中野 義勝

ジュニアサンゴレンジャー事業

助成金額確定通知書

記

平成 年 月 日付で、提出いただいた活動報告書を審査した結果、下記のとおり助成金額を確定いたしました。

1. 活動名 :

2. 助成金額 : 円

殿

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会
会長 中野 義勝

ジュニアサンゴレンジャー事業

助成金一部返還請求書

記

平成 年 月 日に提出いただいた活動報告書を審査した結果、活動費の減額等により、既に交付した助成金の一部返還が必要ですので、速やかに返還手続きを行ってください。

不明な点は、事務局へお問い合わせ下さい。

1. 活動名：

2. 金額

確定金額 (円)	返還額 (円)

(第9号様式)

請 求 書

請求額		万	千	百	拾	円
	¥					

活動名 _____

事業に着手したので、上記のとおり、助成金を請求します。

平成 年 月 日

住所：

団体名：

代表者名： ⑩

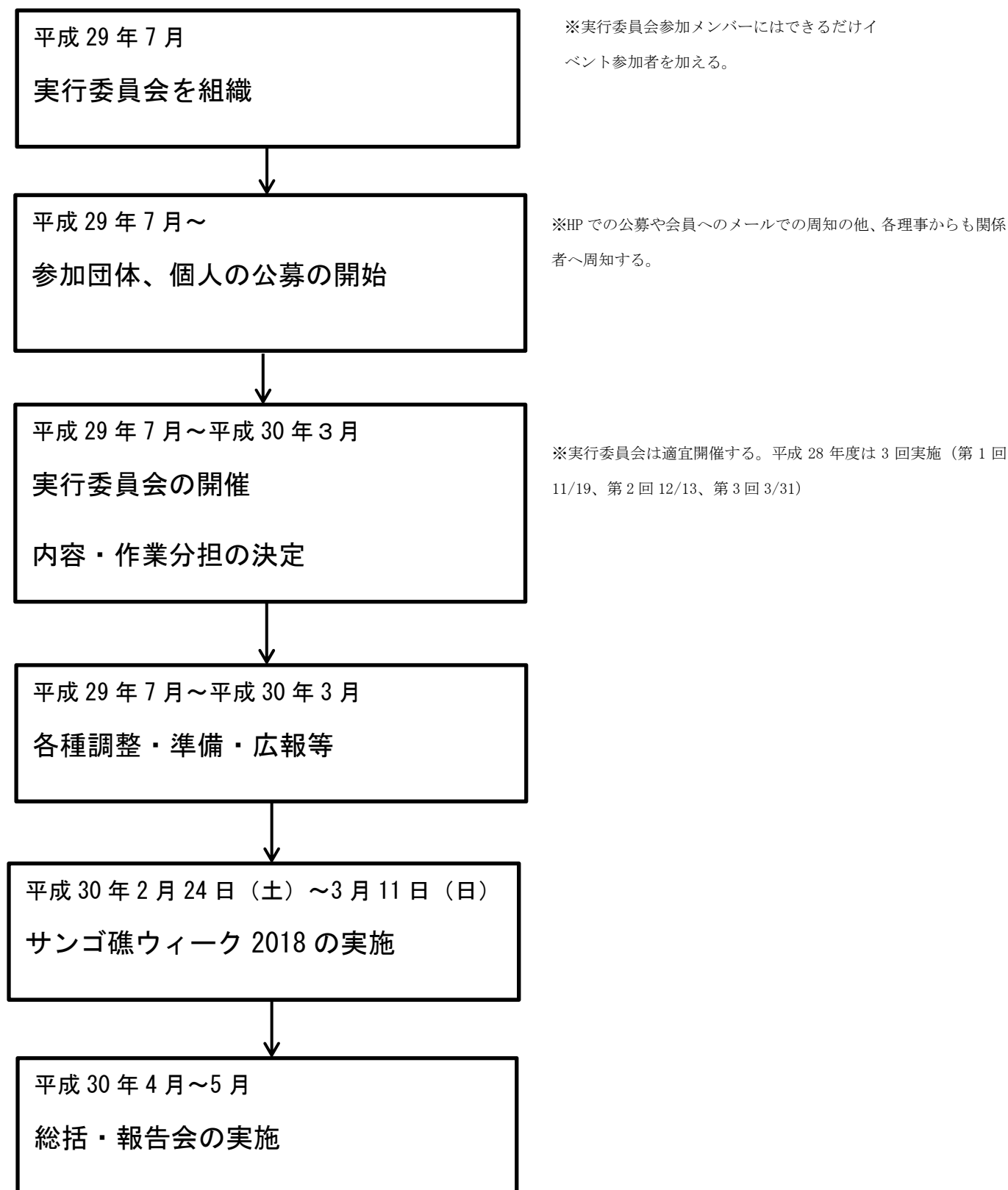
沖縄県サンゴ礁保全推進協議会長 殿

振込先

銀行名・支店	
預金の種類	
口座名義	
口座名義(フリガナ)	
口座番号	
緊急連絡先	
※振込時トラブルの際に連絡がつく番号でお願いします	

(2) サンゴ礁ウィーク 2018 について

○サンゴ礁ウィーク 2018 実施体制及びスケジュール (案) について



(3) 各種委員会の所掌事務について

ア 現委員会名簿

(ア) 運営委員

中野義勝※

西平守孝

梶原健次

渡嘉敷ダイビング協会（平田春吉）

環境省那覇自然環境事務所（広野行男）

八重山サンゴ礁保全協議会（吉田稔）

沖縄県自然保護課（津波昭史）

木村匡

（一財）沖縄県環境科学センター（長田智史、山川英治）

WWF ジャパン（鈴木倫太郎）

後藤亜樹

(イ) 企画委員

コーラルクエスト（岡地賢）

WWF ジャパン（鈴木倫太郎）※

NPO 法人 沖縄エコツーリズム推進協議会（花井正光）

(ウ) 広報委員

藤田喜久※

エコガイドカフェ（猪澤也寸志）

後藤亜樹

沖縄リーフチェック研究会（安部真理子）

(エ) 選挙管理委員

後藤亜樹※

(オ) 将来委員

八重山サンゴ礁保全協議会（吉田 稔）※

中野義勝

西平守孝

NPO 法人 沖縄エコツーリズム推進協議会（花井正光）

宮古島マリンリゾート協同組合

沖縄県自然保護課
藤田喜久
WWF ジャパン（鈴木倫太郎）
佐藤崇範

※は委員長です。

イ 規約等における委員会の所掌事務

(ア) 運営委員会

① 寄付金等細則第7条第1項

運営委員会は寄付金等を、適正に管理・運用する。

(イ) 企画委員会

① 寄付金等細則第3条

企画委員会は、寄付の申請を審査し、受け入れについて適当であると認めたものについて、理事会において承認を得る。

② 寄付金等細則第8条第2項

企画委員会は、寄付の受け入れを承認したとき、その旨を協議会のホームページ、ブログ又はその他の告知媒体に掲載して報告するものとする。ただし、寄付者が希望しなかったときはその限りではない。